

平成21年10月 1日施行
(過去改訂年月日省略)
令和3年2月1日改訂
令和3年8月26日改訂
令和3年11月1日改訂
令和6年2月16日改訂
令和6年12月4日改訂

稚内開発建設部 オープンカウンター方式実施要領

(総則)

第1条 稚内開発建設部における物品の購入（リース契約含む。）及び役務の提供等に関するオープンカウンター方式による見積書の提出については、別に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

(参加資格)

第2条 原則として、契約の属する年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）で北海道地域の競争参加資格を有することが参加条件となるが、無資格業者であっても過去の実績等により発注者が履行能力に問題がないと認めた場合は、参加を認めることがあるので、競争参加資格を有しない者で参加を希望する者は、事前に稚内開発建設部契約課調達スタッフに申し出ること。

- 2 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- 3 「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止中でないこと。
- 4 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(参加申請手続)

第3条 参加希望者は、初回参加時に資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しと担当者の連絡先を記載した書類（名刺等）を契約課調達スタッフに提出すること。更新等により内容に変更がない限り、2回目以降、再提出の必要はない。

(閲覧の方法)

第4条 オープンカウンター方式の公告は原則として、稚内開発建設部のホームページ及び契約課事務室において、開札日のおよそ14日前から開札日前日まで公示する。

見積依頼書等（公示用設計書、仕様書等）の閲覧又は貸出を希望する者は閲覧シートに氏名と連絡先を記入し、契約課調達スタッフに提出し交付を受けること。なお、見積依頼書等の貸出は、申し出により4時間以内の持ち出しを可能とする。

- 2 第4条第1項の閲覧の外、調達ポータルでの交付を行う。
調達ポータルにより見積依頼書等の交付を希望する者については、以下の調達ポータルホームページから資料をダウンロードすることとする。なお、見積依頼書等の交付はPDFデータ形式である。

調達ポータル【<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>】

(見積等)

第5条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、見積依頼書等及び本実施要領を熟読の上、見積しなければならない。この場合において、見積依頼書等について疑義があるときは、説明を求めることができる。

- 2 仕様書等に「同等品可」と記載されている場合で、同等品により参加を希望する場合は、同等品確認の期限までに同等品確認書及び製品の規格や使用等が確認できる資料（カタログ等）添付して契約課調達スタッフまで提出し、適合確認を受けた上で見積書を提出すること。なお、同等品確認を受けていない物品の納入は認めない。

- 3 見積者は、見積書（別紙様式1）を作成した後、これを封かんし、自己の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び案件名を記載し、見積依頼書に示した日時までに契約課事務室に設置してある入札箱に投函しなければならない。
- 4 見積者は、見積書を郵送等（郵送及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便）により提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に前項の所定事項及び見積日時を記載し、契約課調達スタッフあての親展で見積書提出期日までに提出しなければならない。
- 5 次の（1）、（2）の手続きを行った場合については、見積書の押印を省略することができる。

（1） 提出する見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載する。

（2） 下記の①又は②のどちらか一つを行うこと。

- ① 見積書を提出する封筒に上記（1）で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺（コピー可）を同封し提出する。

なお、見積書を持参する場合は、名刺を同封する他、別途、契約課調達スタッフへ提出することで同封に代えることができる。

- ② 見積書提出期限までに、電子メールの本文に、見積書の押印を省略する契約件名と上記（1）で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して下記の電子メールアドレスに送信する。送信する電子メールの件名は「押印省略の申出（会社名）」とすること。

なお、同一の見積書開封日の契約案件については、一通の電子メールで申し出ることを可とする。

電子メールアドレス：hkd-wk-open@gxb.mlit.go.jp

- 6 電子メール又はFAXによる見積書の提出は認めない。
- 7 見積者は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず見積書の引換、変更又は取消をすることができない。
- 8 見積合わせ後、決定者に内訳書の提出を求めることがある。

（公正な見積の確保）

第6条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（見積書の無効）

第7条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- （1） 見積に参加する資格を有しない者が投函した見積書
- （2） 委任状を提出しない代理人が提出した見積書
- （3） 見積書提出期日までに到着しない見積書
- （4） 代表者（委任状がある場合は委任された代理人）名及び押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載）のない見積書
- （5） 金額を訂正した見積書
- （6） 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- （7） 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- （8） 前各号のほか本実施要領及び仕様書等の条件に反した見積書

（見積合わせ）

第8条 見積合わせは、原則見積依頼書に記載した日時とする。なお、見積合わせは非公開（見積参加者の立会を行わない。）とする。

(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定する。決定者には、その旨、速やかに通知する。

2 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定する。くじ引きの日程は電話等により連絡をするが、くじ引きに参加できない場合は、契約事務処理に関係のない当部職員が、代わってくじを引くことができる。

(再度見積)

第10条 見積金額が予定価格を超過したときは、見積参加者全員に再度の見積書の提出を求めることがある。

(契約の締結)

第11条 決定者は、見積依頼書で契約書若しくは請書の提出を求めているときは、決定の日から7日以内に支出負担行為担当官とともに契約書を作成し、又は請書を支出負担行為担当官に提出して、契約を締結しなければならない。

(見積合わせの結果公表)

第12条 見積合わせの結果の公表については、契約の相手方を決定した翌週までに公開するので、閲覧を希望する者は、契約課事務室に備え付けの閲覧簿に記載し、契約課調達スタッフに申し出ること。また、電話対応を希望する者は契約課調達スタッフまで問い合わせること。

契約課調達スタッフ 0162-33-1074(ダイヤルイン)

見積書

支出負担行為担当官
稚内開発建設部長 ○○ ○○ 殿

見積金額 ￥
(消費税及び地方消費税を含む。)

件名

稚内開発建設部「オープンカウンター方式実施要領」を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

